

令和5年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和5年12月11日 開会

令和5年12月11日 閉会

令和5年12月11日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 17 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 近 藤 千 鶴	3 番 赤 池 勝
4 番 齊 藤 学	5 番 佐 野 守	6 番 佐 野 均
7 番 佐 野 強	9 番 近 藤 雅 隆	10 番 村 松 義 正
11 番 富 永 政 則	12 番 宮 島 孝 子	14 番 旭 一 昭
15 番 荻 真 教	16 番 後 藤 文 隆	17 番 佐 野 む つ み
18 番 内 堀 忠 雄	19 番 杉 山 弘 子	

欠席委員

8 番 伊 藤 照 男 13 番 遠 藤 光 浩

農地利用最適化推進委員出席委員

2 番 塩 川 金 彦	3 番 渡 井 清 孝	4 番 渡 邊 勝 彦
5 番 竹 川 篤 志	7 番 土 井 一 彦	8 番 加 藤 文 男
10 番 有 賀 文 彦	11 番 鈴 木 四 郎	12 番 篠 原 兼 義
13 番 牧 澤 邦 彦		

欠席委員

1 番 土 井 治 6 番 村 松 慎 一 9 番 藤 浪 庸 一

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕 紀 子	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任主査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司
主 査	滝 口 悠 美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、8 番 伊藤照男委員、13 番 遠藤光浩委員から本日の会議に欠席

する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

なるべく早く連絡するように事務局も言ったのでよろしくお願ひしますね。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、「農地法の規定による申請について、取消願の処理状況」を事務局に報告させます。

事務局。

事務局

それでは本日配付しました、令和5年11月10日から令和5年12月10日までの農地法の規定による申請（届出）について、取消願の処理状況を御覧ください。

第1項について、所有者等は議案のとおりです。本日の議案10ページ、農地法第5条第1項第6号の規定による届出、第10項の案件です。

令和5年11月15日農地法第5条の届出、受理番号128号にて受理しましたが、都合により取消願が提出されました。

報告は以上です、よろしくお願ひします。

議長

処理状況であります。質疑があれば質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、10番 村松義正委員、11番 富永政則委員を指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人に10番 村松義正委員、11番 富永正則委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第67号から議第73号です。

初めに、報第67号から報第74号までを一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 次長

令和5年10月21日から令和5年11月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1及び2ページを御覧ください。

朗読します。

報第67 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が4件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

朗読します。

報第68号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の4及び5ページを御覧ください。

朗読します。

報第69号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出を受理しました。

続きまして、議案の6及び7ページを御覧ください。

朗読します。

報第70号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、6件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8から10ページを御覧ください。

朗読します。

報第71号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。



議案に記載のとおり、11件の届出書を受理しました。

続きまして、議案の11ページを御覧ください。

朗読します。

報第72号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的又は事業計画を変更しようとする、転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、転用目的の変更による計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の12ページを御覧ください。

朗読します。

報第73号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上1件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の13、14ページを御覧ください。

朗読します。

報第74号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により、静岡県知事から農用地利用集積等促進計画による配分について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが5件ありました。

報告は以上となります。よろしく申し上げます。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第67号から報第74号まで報告済みといたします。

「議第70号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 次長

はい、それでは事務局。

それでは第3条の許可申請ということで、議案の15ページを御覧ください。

議第70号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。

申請地は貫戸で、蓮覚寺の北東に位置する農地です。受け人は貫戸にお住まいで、渡し人は議案書のとおりです。贈与契約となります。受け人と渡し人は兄弟関係にあり、渡し人が県外に居住し農地の管理が困難であることから、申請地の近隣に住む受け人に贈与を行うため申請に至ったものです。受け人は、芋や露地野菜を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は5,059.65平方メートルで、稼働人員は2名となります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は宮原で、富士キンダー学園の北西に位置する農地です。受け人は万野原新田にお住まいで、渡し人は議案書のとおりです。売買契約になります。受け人は、申請地の近隣に受け人が経営するお店があり、渡し人が所有する近傍の宅地等の農地以外の土地と申請地を合わせて購入し、申請地では耕作管理する予定です。申請地では、キャベツなど露地野菜を栽培する計画で、受け人の許可後耕作面積は4,498平方メートル、稼働人員は1名となります。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は淀師で、富士宮西高等学校の南西に位置する農地です。受け人は淀師にお住まいで、渡し人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受け人は富丘地区内でほかにも耕作をしており、今回経営規模の縮小を考えていた渡し人と売買について合意にいたり、所有権移転をしたく申請するに至ったものです。受け人は長ネギなど露地野菜を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は4,834平方メートルで受け人の稼働人員は3名です。

続きまして、第4項第5項及び第6項は関連する案件となりますので一括して説明をさせていただきます。別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は村山で、木伐山区民館の南に位置する農地です。受け人及び渡し人は村山にお住まいで、贈与及び使用貸借契約になります。それぞれ受け人が耕作する農地の隣地が渡し人所有の農地となっており、農地を交換、貸借することで効率的な営農が可能になることから、3者で合意に至り所有権移転及び貸借して申請に至ったものです。

それぞれ受け人は芋など露地野菜を栽培する計画であります。第4項受け人の許可後耕作面積が1万907平方メートルで稼働人員は1名。第5項受け人の許可後耕作面積は6,607平方メートルで稼働人員は2名。第6項受け人の許可後耕作面積は4,360平方メートルで稼働人員は2名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は村山で、木伐山区民館の北東に位置する農地です。受け人は、宮町にお住まいの新規就農者で、渡し人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

申請地は、渡し人の親が耕作をしておりましたが、相続後に耕作できず荒廃しており、福祉施設を営む受け人が隣地の宅地と合わせて農地を譲り受け、施設で提供する食事の材料を施設利用者とともに耕作したく合意し、申請に至ったものです。受け人はブルーベリーやきんかん、その他露地野菜を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は1,076平方メートルで、稼働人員は4名となります。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は、村山で村山浅間神社の南西に位置する農地です。受け人は富士市天間にお住まいの新規就農者で、渡し人は議案書のとおりです。遺贈になります。

申請地は、亡くなった受け人の兄が耕作をしていましたが遺言書に弟に申請地を譲る旨を記載しており、受け人も農業に興味があったことから兄が耕作していた農地を引き継ぎたく申請に至ったものです。受け人はきゅうりやトマトなど露地野菜を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は1,199平方メートルで、稼働人員は1名です。

続きまして、第9項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は、下柚野で蓮成寺の南西に位置する農地です。受け人は下柚野にお住まいで、渡し人は議案書のとおりです。売買契約になります。

渡し人が農業経営の規模縮小を考えており、申請地近傍に住む受け人と売買について合意に至り、所有権移転したく申請に至ったものです。受け人はさつまいもや落花生など露地野菜を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積は6,832平方メートルで、受け人の稼働人員は2名です。

続きまして、第10項及び別冊航空写真は8ページを御覧ください。

申請地は、大鹿窪で青木共和コンクリートの北に位置する農地です。受け人は大鹿窪にお住まいの新規就農者で、渡し人は議案書のとおりです。売買契約となります。

申請地は、これまで渡し人が耕作できず荒廃化していたことから近隣から苦情が寄せられており、申請地近傍に住む受け人へ渡し人が譲り渡しを頼み込んだことから申請に至ったものです。受け人は栗など果樹を栽培する計画です。受け人の許可後耕作面積5,213平方メートルで稼働人員は1名です。

以上、第1項から第10項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいまの上程議案のうち、7項、8項及び10項について、担当委員の調査報告をお願いします。

10番。

10番 村松義正委員

7項と8項を続けて説明させていただきます。ただいま審議中の第7項の調査結果について報告します。

12月6日午前9時半ごろ、申請人、村松推進委員私事務局で申請地で話を聞きました。内容は事務局の説明のとおりで申請人は今は耕作はしてないと思いますけども、借りていた土地を急に返却してもらいたいとのことでありましたので、この土地の所有にいたりしました。それで農機具の保有や経験もありますので、申請のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願います。

第8項の結果について報告します。

12月6日午前10時ごろ、申請代理人行政書士の■■■■様、村松推進委員、私、事務局で申請地で話を聞きました。内容は事務局の説明のとおりで申請人はもともと農業に興味があり、耕作に前向きでありますので申請書のとおり問題ありませんので、御審議の程願います。

以上です。

議長

7番。

7番 佐野 強委員

第10項について報告させていただきます。ただいま審議中の第10項の調査結果について報告します。

去る12月6日、申請人の代理人、■■■■行政書士様、事務局1名、私と篠原推進委員と現地にて審査を行いました。先ほど事務局からお話がありましたとおり、■■■■様が高齢となり耕作ができなくなり、近くに住む■■■■様に譲渡しました。現在農地については、栗が植栽されています。受け人の■■■■様は新規就農で会社に勤めているため、休日等を利用して耕作する予定です。技術取得については、経験者から植栽から収穫まで指導を受ける計画になっています。今後も栗を主体的に行う計画です。それから周りが先ほど苦情があったということで、周りが住宅地になっておりまして、落ち葉等に気を付けながら苦情にならないように注意をさせていただきました。それで余談ですが、低木の果実の植栽をしたらどうかという形で説明をさせていただきました。耕作地につきましては、一部石とか岩が出ている関係がありますので、一部できない箇所がありました。それから相対的に考えますと申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願います。

以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第70号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第71号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

はい、事務局です。

議案の18ページを御覧ください。

朗読します。

議第71号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真の9ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人が売買により権利取得し、店舗農産物販売所に転用しようとするものです。申請人は、現在畜産業を営んでいる法人です。近年の円高や海外情勢から飼料の高騰が著しいことがあるため、これまでの一次産業から二次産業としての製造業、三次産業としての小売業との事業を総合的かつ一体的な推進を図るいわゆる第六次産業化への展開を図ることを考えて、今回の申請に至ったとのことです。

申請地につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一段の農地の区域内にある農地であることから一種農地と判断しました。一種農地については、原則として転用許可できませんが申請に関わる農地をその地域で生産される農産物販売施設としての用に供するために行われるものであり、かつ同業者自らが設置する施設であることから例外的に許可できる対象となるものと判断しました。周囲は西と南を道路、東を畑、北を閑地に接しております。接道となる南側を除いて、コンクリート擁壁による見切りを設置する計画であり、周辺農地への影響については軽微であると考えられます。排水については合併浄化槽を設置し、側溝へ流す計画です。万が一に被害が発生した場合は、受け人の責任にて対応します。資金についてですが、自己資金と借入で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。代替性について検討をされており、法人が所在する

地区では同業者が既に販売所を設けて営業をしていることなどから、こちらを断念し、法人が所在する隣接の地区で検討を行い、このうち市街地に近い当該地区を候補地としました。この中で販売店であることから幹線道路の県道沿い、通称大月線及び市道外神馬見塚線沿いの中から候補地の代替性を検討を行っているものとなります。

第2項及び航空写真の10ページを御覧ください。

申請人が、売買により権利取得し、太陽光発電設備用地として転用しようとするものです。申請人は、浜松市に本社を置く、太陽光発電を主とした発電事業を営んでいる会社で事業用地を探していたところ申請地を取得できることとなったため、太陽光発電設備の設備用地として転用しようとするものです。申請地は、小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は北東を道路、北西も道路、南東を山林、南西を畑に接していますが、隣接地との間には全周フェンスを設置するなどの対策を行い、また外周には堰堤を設置しますので周辺農地への影響は軽微と思われれます。敷地には防草シートを設置しますが、雨水が浸透するタイプのシートを使用する予定です。富士宮市の小規模再生化のエネルギー発電設置ガイドラインに沿って施行し、万が一に被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

申請地については、市の条例に規定される抑制区域に該当しますが、パネル面積も1000平方メートル未満であるため問題はありません。他法令の抵触もなく近隣住民への事前説明も行っており、問題ないと判断しました。また資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第3項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりになります。申請人は、申請地北側の隣接地に住居を構えておりますが、家族大人4人に対して1台分しか駐車スペースがないため、家族用及び来客用として本申請地を2台分の駐車場として利用したく申請に及んだとのことです。

申請地は、北山郵便局の北側50メートルに位置し、小集団の生産性の低い第二種農地に該当します。周囲は、東を畑、北を宅地、西を宅地、南を道路に接し、農地の境界には見切りのコンクリートを設置する計画となっており、周辺の農地に与える影響は少ないと思われれます。代替性について検討をされており、当該申請地以外で代替できる土地はありませんでした。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第4項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。土木工事業を営む申請人は、申請地周辺で近年業務量が増えており、重機及びトラックの増車、碎石や砂等の材料のストックヤードの施設が必要となったため、令和5年9月11日に重機3台、従業員3台の計6台の駐車場及び資材置き場として当該申請地の隣接地で転用許可を受けております。しかしながら重機1台に対して従業員が複数乗ることを想定し、当該申請地に新たに1台駐車場を追加する計画に変更したため今回の申請に及

んだものです。

別途計画変更については、議第72号、議案の20ページのとおり申請されております。

申請地は、大石寺の東に位置し、小集団の生産性の低い第二種農地に該当します。周囲は、東を山林、北を雑種地、南を水路に接し、西は農地に接していますが境界には見切りを設置する計画となっているため周辺への影響は少ないと思われます。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第5項及び航空写真の13ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。航空写真の申請地の南側、平成27年1月に都市計画法第43条の許可がでていた当該申請地に隣接して、既に建設されている農業用施設の堆肥処理加工施設について道路との接続が幅員が10メートル以上必要なところ、現状の許可が6メートルで出ており、足りていないことが判明したため是正を目的として都市計画法建築基準法に適合するために必要な面積を申請したものです。申請地については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一段の農地の区域内にある農地であることから一種農地と判断しました。一種農地については、原則として転用許可できませんが申請に関わる農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達する上で当該農地を供することが必要であると考えられるため、例外的に許可できるものと判断しました。

この例外許可の基準としましては、申請に関わる事業の目的に供するべき土地の面積に占める、第一種農地の割合が3分の1を超えず、かつ甲種農地の割合が5分の1を超えないこととなっております。今回の申請地は全体事業用地の3分の1を超えていないことから基準に適合するものと判断しました。また、申請地と南側建物の間に細い私有地がありますが、ここに申請人の事務所等が現状建てられております。このことにつきましては、速やかに取り壊し撤去することを誓約しており、誓約書の提出がなされております。なお、この私有地の通行のみにつきましては、市管理課と問題がないことを確認しております。代替性の検討についてはなされておりますが、現在の幅員は両側とも農地となっており、拡幅するためには農地を転用することがやむを得ないと考えられます。周辺農地への影響ですが、東側に農地、西側に拡幅前の幅員、南側は宅地、北側は道路となっております。東側農地へ被害を与えないよう土留め等を設けるなど対策を取る計画となっております。必要な資金については自己資金で確保されております。

以上、許可相当判断いたしました。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項、2項及び5項について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 萩 真 教 委員

15番です。ただいまの審議中の第1項の現地調査について報告します。

1 2月8日午後2時より、申請人の代理人、渡井推進委員、事務局と私の4名で現地で話を聞きました。申請人は、北山で肥育業をやっており、このたび農産物販売所をつくり独自産業化を目指すこととなり、今回の申請となりました。第一種農地ではありますが、三方農地ではなく周囲への影響も少ないと考えられます。その他の申請内容に関しても事務局の説明どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

はい。6番

6番 佐野 均委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告します。

1 2月5日午後2時より譲受人行政書士、竹川推進委員、事務局、私で現地にて集合し話を聞きました。市のガイドラインに基づき設置する計画で、隣接する住民には説明し、了解を得ているとのことです。定期的に除草作業や設備の点検を行う計画で、雨水は自然浸透で大雨が降っても隣地に行かないよう傾斜を付けるとのことでした。周囲の農地にも影響なく申請どおり問題ないと思います。審査のほどよろしく願いします。

議長

1番。

1番 脇坂 英治委員

ただいま審議中の第5項の現地調査の報告をいたします。

1 2月6日午後2時より現地にて申請人と行政書士の方と現場責任者と近藤雅隆委員、宮島委員と自分とあと事務局1名の計7名で現地調査を行いました。先ほど事務局から詳しい説明があったとおり、問題ないと思いました。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いします。

はい、2番。

2番 近藤 千鶴委員

第2項でございますけれども、この太陽光発電のちょうど南側に住宅があるのですけれども、この太陽光の反射とかまたそういうようなことが心配なのか、また住民の皆様の御意見を聞くというのが項目にあったと思っておりますけれども、住民の皆様の御説明とか意見を聞くのはどんな方法でやったのか、そしてその住民の皆様の御意見がどんなことが出たのかお尋ねしたいのと、第5項でございますが、今まで道路の幅が6メートルだったのが10メートルないといけないということという御説明だったんですけれども、なぜ10メートルでなければいけないのか、そしてこの事業の目的がよくはつきりしませんし、この全体像を今一度御説明していただきたいと思っております。



議長

事務局。

事務局

事務局です。まず、第2項につきまして御説明いたします。まず住民への説明につきましては行っているということで現地で確認をしております。今回南側に家がある、こちらの家についても説明はしているということでございます。地域からの意見としてですけども、やはりこの南側の家と聞いておりますけど、やはり雨水の心配があるということで聞いております。今回の計画内容につきまして、そちらの対策はなされているということになりまして、具体的には周辺に土の堰堤を設けると、かつそれでも足りないということであれば今後ですけども、柵等を設置するということも検討はしているということで御回答はいただいております。

6番 佐野 均委員

2項についての御報告といたしましては、この南側の隣地というのが私の知人でありまして、2、3日前からちょっとお話をしてお話をし連絡を取ってました。やっぱりその水の問題がちょっと心配だということで、計画どおりだと水はいかないような設計になってはいますが、もし非常とか異常の場合があったらすぐに報告してくれということをお伝えしました。

以上です。

議長

事務局。

事務局

はい。つづきまして5項につきましてですけども、まず今回の転用の目的は既存の農業用施設用地の拡張というところになります。南側にあるものが現在堆肥処理施設加工所ということで、農作業施設というところになっております。こちらもかつて都市計画法の許可が下りているものではありますが、問題点として建築基準法上の幅員が本来10メートル以上なければならないというところを6メートルでの許可というところが判明したということで、今回その拡張ということでの転用許可申請というところになります。違反の是正のためということで、必要な幅員分を転用申請しているということになっております。

議長

はい、2番。

2番 近藤 千鶴委員

分かりました。2項でございますけれども、あといろいろな苦情とかお困りごととかということをしつかりと後のケアができるように農業委員会としても責任の所在というのをしっかりとさせていただきたいと思えます。

5項に関しては、新しい事業を起こすとかそういうことではないわけなんですね。

議長

はい、事務局。

事務局

今後、同じ敷地内で増築ということは話として出ているということは聞いております。ただ、今回の目的としては既存の建っている建物の違反状態があるというところで、こちらを是正しなければならぬということが目的となっております。

以上です。

議長

いいですか。

2番 近藤 千鶴委員

はい。

議長

他にありませんか。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第71号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第72号 転用目的・事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

はい、事務局です。

議案の20ページを御覧ください。

朗読します。

議第72号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真は14ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。

令和5年9月17日に申請人である土木工事業を営む法人が業務上必要となる駐車場及び資材置き場への転用許可を受けました。重機3台と従業員用3台を計画していたものですが、重機1台に対して従業員が複数乗ることを想定する計画に変更したため、隣接地である当該申請地を従業員用

駐車場として急遽増設する計画変更を行うものです。

当初の工事期間は、令和5年9月から令和5年10月末を予定していましたが、令和6年1月末までの工期期間に変更します。これまでの駐車場については6台で許可を受けておりましたが、7台に変更するものとなります。

申請地は、大石寺の東に位置する小集団の生産性の低い第二種農地に該当します。本申請につきまして、新規に増える申請地の第5条申請は、議案の19ページ第71号第4項となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑ある方、挙手をお願いします。

議長

2番。

2番 近藤 千鶴委員

ちょっとその前の案件と駐車場があれでこうなったということでございますけど、前の説明のときストックヤードというお話が出たんですけども、土砂もここに置くということの認識でよろしいんですか。そうなりますとやはり土砂の崩れちゃうのを防いだり、ましてやその沈砂池ではないんですけど、トラックがきれいに池ですか、あそこ通ったりするようなそういう整備が必要だとは思いますが、その辺の御説明をお願いします。

議長

事務局。

事務局

はい、事務局です。

今委員から御質問があったストックヤードにつきましては、内容としては砂、碎石等を設置する計画となっております。こちらについては最大で200立方メートルを予定しているというところがございます。周辺には見切りを設置しまして漏れないような形を予定しているというところでは聞いておりますが、当然周辺への環境といったところもございますので、そちらについては申請の中でも確認をしております。周りに影響がない、万が一に被害が発生した場合にも受け人が責任を持って対応するといったところで確認をしております。

説明は以上です。

議長

はい、どうですか。

2番 近藤 千鶴委員

はい、結構です。

議長

はい、分かりました。

他にありますか。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第72号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第73号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本議案のうち、9項については、農業委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事の参与できませんので、先に審議することとし、事務局から議案の概要説明の後、退席を求めます。

それでは事務局から概要説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局。

それでは議案の21ページを御覧ください。

議第73号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和5年11月24日付け富農第914号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画について、別紙のとおり決定するものとする。

別紙、農用地利用集積計画（案）について説明します。ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数7人、利用権を設定する者の数9人、利用権を設定する農用地の面積は計3万6,567平方メートルです。

所有権を受ける者の数1人、所有権を移転する者の数1人、所有権が移転する農用地の面積計8,834平方メートルです。

貸借について1項から9項まで全て中間管理事業になります。

以上で概要の説明を終わります。

議長

ここで、16番 後藤 文隆委員の退席を求めます。

[16番 後藤委員退席]

議長

それでは、9項について、事務局から議案の説明をしてもらいます。

事務局。

事務局

それでは、農用地利用集積計画について貸借の第9項について説明をいたします。

第9項及び別冊航空写真は21ページを御覧ください。

申請地は、山本で消防団第三方面第12分団詰所の南に位置する農地です。受け人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は1万2、035.5平方メートルとなります。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第73号の内、9項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第73号の内、9項について、原案のとおり処理することに決定しました。

ここで、16番 後藤 文隆委員の入場を求めます。

[16番 後藤委員入場]

引き続き議第73号 について事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

それでは第9項を除きまして、第1項から順に説明をさせていただきます。

第1項及び第2項は同一受け人に関する案件ですので、一括して説明いたします。

別冊航空写真は15ページを御覧ください。

申請地は、杉田で杉田2区三町内会二班集会所の東に位置する農地です。受け人は議案書のとおりです。使用貸借権の設定です。期間は10年新規になります。移転後の経営面積は2万2、800平方メートルになります。

つづきまして第3項及び別冊航空写真は16ページを御覧ください。

申請地は、青木で青木団地の西に位置する農地です。受け人は議案書のとおりで、貸借権設定です。期間は5年再設定になります。移転後の経営面積は9万8、855.96平方メートルになり

ます。

つづきまして第4項及び別冊航空写真は17ページを御覧ください。

申請地は、外神で児童クラブとがみえんの北東に位置する農地です。受け人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は10年で新規になります。移転後の経営面積は2万1,878平方メートルです。

つづきまして第5項及び第6項は同一受け人の案件ですので、まとめて説明いたします。

別冊航空写真は18ページを御覧ください。

申請地は、精進川で久保地組公会堂の北に位置する農地です。受け人は議案書のとおり、使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後の経営面積は1万9,588平方メートルです。

つづきまして第7項及び別冊航空写真は19ページを御覧ください。

申請地は、佐折で内野神社の南に位置する農地です。受け人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は5年新規になります。移転後の経営面積は9万8,589平方メートルです。

つづきまして第8項及び別冊航空写真は20ページを御覧ください。

申請地は、下条で下之坊の西に位置する農地です。受け人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後の経営面積は3万4,714.71平方メートルです。

つづきまして所有権移転の案件について説明をさせていただきます。

第1項及び航空写真につきましては22ページを御覧ください。

申請地は、大字が分かれています隣接する麓と根原の農地で朝霧メープルファームの北に位置する農地になります。買い主は議案書のとおりで、飼料作物を栽培する計画です。引き渡しの時期は、令和6年2月26日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第73号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第73号は、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は1月12日を予定しております。

以上をもちまして、令和5年12月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時55分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

10 番

会議録署名人

11 番